

航空法の一部を改正する法律案

最近における航空輸送をめぐる経済社会情勢の変化に的確に対応するため、航空機内における安全阻害行為等を禁止する等の措置を講ずる。

1. 機内安全阻害行為等(機内迷惑行為)の禁止規定の創設

- ・航空機利用の大衆化・利用者の多様化
- ・航空機内での全面禁煙化
- ・携帯電話など携帯用電子機器の普及

- 安全阻害行為等(機内迷惑行為)の急増
- ・トイレでの喫煙
 - ・携帯電話の使用
 - ・シートベルトの不着用
 - ・客室乗務員への暴言・セクハラ 等

【今回の改正内容】

安全阻害行為等の禁止規定の創設
機長は安全阻害行為等をした者に対し、反復・継続して当該行為をしてはならない旨の命令をすることができる。
命令に違反した者は罰金に処することとする。

【効果】

安全阻害行為等を防止し、航空の安全を確保

2. 持株会社に対する外資規制の実施

航空運送事業の許可の要件として、当該許可の申請者自身に加え、その持株会社についても外資規制(議決権の3分の1未満等)を実施する。

3. その他

飛行計画の事前通報義務の緩和を行う。